

高圧・特別高圧

重要事項説明書

本書は、電気事業法第2条の13第2項により交付する書面です。
当社がお客さまに電気を供給する際の条件の概要をご説明します。詳細に関しては電気需給約款(高圧・特別高圧)および契約内容に応じた各選択約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1	小売電気事業者	株式会社エナリス (登録番号:A0153) 住所:東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1 御茶ノ水ファーストビル 問合せ先:03-4226-2900 エナリス(問合せ対応時間:平日9:30~17:00)
2	媒介・取次・代理事業者	以下を総称して代理事業者等といたします。 取次事業者: 株式会社ムダカラ 住所:東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル7F 問合せ先:0120-965-367 問合せ対応時間:9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
3	電気需給契約申込み方法	・申込みの際には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約手続きが必要となります。解約手続き方法は小売電気事業者ごとに異なりますので、お客さまご自身で現在ご契約中の小売電気事業者へご確認をお願いします。 ・現在ご契約中の小売電気事業者との解約に伴い、お客さまに対して違約金等が請求されることがありますので、その内容については、お客さまご自身で現在ご契約中の小売電気事業者へご確認をお願いします。 ・当社の電気需給約款(高圧・特別高圧)および当該一般送配電事業者(お客さまの需要場所を供給地点とする一般送配電事業者をいい、以下同じです。)の託送約款等(当該一般送配電事業者が定める託送供給約款およびその他の供給条件等をいい、以下同じです。)に記載されたお客さまのご協力事項を承諾した上で、必要事項が記載された当社所定の申込書を当社に提出し、当社がそれを承諾することで申込みが完了します。
4	供給開始の予定年月日	契約書面にて記載
5	契約期間	契約書面にて記載
6	契約の更新に関して	・契約期間満了日の3か月前に先立って、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動継続されます。 ・お客さまが契約の更新をされる場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて承諾していただきます。
7	お客さまの申出による契約の変更や解約に関して	・お客さまが当社へ電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前にお客さまの都合により申込みを撤回される場合は、その旨を当社に通知していただきます。この場合、当社は、お客さまから以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。 申込み時の契約電力×申込み時にお客さまが合意した基本料金単価×1か月 ・供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力の変更はできません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での承諾を得ていただきます。また、お客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社は、翌月以降の契約電力を、超過したときの最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。なお、契約電力の変更は1か月を単位とした料金算定期間ごとを実施します。 ・上記による契約電力減少が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の減少分につき、支払済および支払うべき電気料金の20%の精算金が必要となります。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値とします。 ・お客さまが電気需給契約を解約する場合には、希望日の3か月前までに当社にその旨を書面にて通知することで、お客さまが申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日を解約日として電気需給契約を解約できるものとします。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。 お客さまからの申出による解約が、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、供給開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき、支払済および支払うべき電気料金の20%の精算金が必要となります。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比で按分した値とします。ただし、その解約理由が、閉店等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする需給契約の終了であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合は、上記の精算金を申し受けません。 また、変更または解約に伴い当該一般送配電事業者から当社に工事費等の精算を求められる場合、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。 ・料金単価の変更等の契約変更の場合は、新たな契約とみなし、契約変更日から1年未満の期間内の解約および変更については上記に準じて精算金が発生します。
8	供給電圧および周波数	契約書面にて記載
9	電気需給契約にかかる料金	・料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発供給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)から(v)は、それぞれ以下のとおり算定します。 (i)常時供給電力 ①基本料金: 基本料金単価×契約電力×(185%-力率) ②電力量料金: 電力量料金単価×使用電力量+燃料費等調整額 ※その1月に全く電気を使用されない場合: 基本料金=契約電力×基本料金単価×0.5 (ii)予備電力 ①基本料金: 基本料金単価×契約電力 ②電力量料金: 電力量料金単価×使用電力量+燃料費等調整額 (iii)自家発供給電力 提供していません。 なお、上記(i)から(iii)の各基本料金単価および電力量料金単価の詳細は単価表をご確認ください。 (単価計算根拠となる種別および単価は需給契約申込書に記載されております) (iv)契約超過金 (その1月の最大需要電力-その1月の契約電力)×基本料金単価×(185%-力率)×1.5 (v)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量 ・力率は、当該一般送配電事業者が設置した計量器により計量された値とします。
10	契約電力等の決定方法	契約開始時の契約電力は1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまより申し出て頂きます。 契約開始後の契約電力は以下のとおり定めます。 【需要場所全体の契約電力が500キロワット以上の場合】 当社とお客さまの協議により決定します。 ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の妥当性を踏まえて協議内容が変更となることがあります。 【需要場所全体の契約電力が500キロワット未満の場合】 原則として、電力使用月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。詳細は、当社電気需給約款(高圧・特別高圧)8条をご参照ください。
11	計量日と料金の算定期間等	・計量日は当該一般送配電事業者の託送約款等の定めに従うものとします。 ・料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間となります。なお、1月の算定期間の中で電気の供給を開始または電気需給契約を終了した場合は、基本料金を日割計算いたします。

12	使用電力量の計量方法	使用電力量は、当該一般送配電事業者が設置した計量器により計量された値とし、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
13	その他の費用負担に関して	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給開始等に伴い工事費負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が見積り、算定した費用を当社よりお客さまに請求させていただきます。 その他当該一般送配電事業者から当社に請求される費用およびお客さまが電気を不正に使用した際の違約金等についても同様にお客さまに請求させていただきます。 お客さまが電気料金の請求書および領収書に関して書面郵送を希望される場合は、以下の発行手数料を申し受けます。 請求書1通につき 200円(税別) 領収書1通につき 400円(税別)
14	各種料金の支払方法/支払期日	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金その他の料金(以下「電気料金等」といいます。)に関しては、振込または口座振替にてお支払いいただけます。お振込みによりお支払いいただく場合は、その振込手数料はお客さまにてご負担いただけます。 電気料金等の請求書は、原則として料金算定期間の終了日を含む月の翌月第15営業日までに発行し、当社のグループ会社が運営するウェブサイトを通じて開示します。 電気料金等の支払が振込の場合の支払期日は、原則として請求書の発行月の月末とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合、お振込みにお支払の場合は前営業日を支払期日とします。 電気料金等の支払が口座振替の場合の決済日は、請求書発行月の27日を決済日とします。ただし、決済日が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を決済日とします。 お客さまが電気料金等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は年10%の延滞利息を申し受けます。 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の電気供給契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込により支払っていただけます。その場合の振込手数料はお客さまにてご負担いただけます。
15	お客さまにご協力いただく必要がある事項	<p>電気の供給にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送約款等に規定された需要者に関する事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは小売電気事業者もしくは当該一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。当社もしくは小売電気事業者はご協力事項のお願いを行うことがあります。詳細については、当社電気供給約款第15条ご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 需要場所の負荷の力率を原則として85%以上へ保持 ② 当社または当該一般送配電事業者が必要な措置のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り ③ お客さまの電気のご利用に際し、当該一般送配電事業者による必要な設備の工事等のための作業用地の確保、施設場所の無償提供および電気工作物の無償使用 ④ 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に当該一般送配電事業者が実施するお客さまの電気の使用の中止または制限 ⑤ お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合における電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設 ⑥ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知 ⑦ 需給バランスの管理に必要な場合、電気使用計画書の提出
16	電源構成に関して	<p>当社は、各メニューの電源構成に関して小売電気事業者のウェブサイト上で開示します。 http://eneres-pm.co.jp/ ※環境配慮型メニューを選択されたお客さまについては、「別紙(電源構成)」を併せてご参照ください。</p>
17	当社の申出による契約の変更や解約に関して	<ul style="list-style-type: none"> 当社は電気供給約款(高圧・特別高圧)および料金単価等その他の電気供給契約に係る条件を変更する場合があります。その場合、以下のとおり対応することをお客さまに承諾いたします。 ① 当社は、契約内容の変更に関してご案内をする際に、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期を当社のグループ会社が運営するウェブサイト上で開示またはその他の当社が適切と判断した方法を用いてお知らせします。また、料金単価の変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日を書面またはインターネットの利用その他の方法でお客さまに通知します。なお、新たな料金単価をご承諾いただけない場合、お客さまは電気供給約款(高圧・特別高圧)に定める手続きに従い、電気供給契約を解約することができます。 ② 変更の前に、電気供給契約の条件の変更し先だち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ③ 変更後遅滞なく、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号等を記載いたします。 ④ 変更が、法令の制定または改廃により必要とされる形式的な変更その他電気供給契約の実質的な変更をともなわない場合、変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、変更後の書面の交付をしないこととします。 ⑤ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気供給契約を解約することができます。その場合、当社は解約日の15日前までにその旨をお客さまにご連絡いたします。その際に、当社にご連絡を代理事業者等を通じて行うことがあります。 ① 電気供給契約の不履行の場合 ② 差押え、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法制的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合 ③ 租税公課の滞納処分を受けた場合 ④ 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合 ⑤ 支払期日を過ぎても電気料金等の全部または一部を支払わない場合 ⑥ 電気供給契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他電気供給契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合 ⑦ その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合 ⑧ ①～⑦に定める事由に準ずる事由が発生した場合 当社は、お客さまが電気供給契約を解約した場合には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあるため、他の小売電気事業者との契約締結または一般送配電事業者へ最終保障供給の申込を行う必要があります。
18	再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免認定	<p>申込みの契約期間中に、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免認定を受けている場合には、当社へご連絡を頂く必要があります。またご連絡頂く際には、認定期間についても併せてご連絡ください。</p>
19	その他確認事項	<p>次の項目に該当する場合には、必ず当社までご連絡ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 供給対象拠点に、直近で(供給開始までの間に)店舗廃止や設備容量変更工事等の予定がある場合 ② 現在、予備線、予備電源契約、自家発供給契約を締結している場合(当社からの供給中も契約は継続されます。料金単価情報のご提供をお願いします。万が一、お申し出がなくご請求が滞ってしまった場合は、未精算分をまとめてご請求させていただきます。なお、これらは料金単価割引対象外となります。) ③ 電力会社と協議し、契約電力の減少手続きを1年以内に行っている場合 ④ 500kW以上で実量契約をされている場合 ⑤ 申込みから供給開始までの間で、申込書に記載された契約電力の増加または減少手続きを行う場合 ⑥ 供給開始日以降、1年未満に契約電力の増加または減少(LED導入等)を予定している場合 ⑦ 力率協定(覚書等)を締結している場合 <p>(協議制の場合のみ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑧ 500kW以上の場合、供給開始日の前1年未満に、ピークオーバー(最大使用電力量が契約電力を超えてしまうこと)をしたことがある場合(供給開始と同時に契約電力を上げる必要がございます)